

高齢者雇用に関する現状について

1. 高齢者雇用に関する状況

- 改正高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置については、平成25年度までに段階的に実施義務年齢が引き上げられているところ。(図表1)
- 特別支給の老齢厚生年金支給開始年齢については、平成25年度に定額部分が65歳に引き上げられる。また、報酬比例部分についても平成25年度から段階的に引き上げが始まり、平成37年度には65歳まで引き上げられる。(図表2)
- 平成20年の雇用確保措置の実施済企業の割合は96.2%に達しており、実施状況は着実に進展している。(図表3-1)
- 雇用確保措置の内訳としては、85.4%の企業が継続雇用制度の導入を採用しており、継続雇用制度の内訳として希望者全員を対象としている企業は38.6%(平成20年)となっている。(図表3-3、3-4)

2. 65歳以降の雇用について

- 各国の男女の労働力率をみると、日本は「65歳以上」によれば、男性29.4%、女性12.7%と他国と比べ高い状況にある。(図表4)
- 「高年齢者雇用実態調査」(厚生労働省 平成20年)によれば、65歳以上の定年年齢を定めている事業所は14.8%(平成16年調査時は8.3%)、となっている。また、65~69歳の労働者を雇用している事業所は26.9%(平成16年調査時は22.5%)、70歳以上の労働者を雇用している事業所は15.6%(平成16年調査時は13.1%)、高年齢労働者の割合として、65~69歳は2.5%(平成16年調査時は1.9%)、70歳以上は1.0%(平成16年調査時は0.8%)となっている(図表5、6、7)。